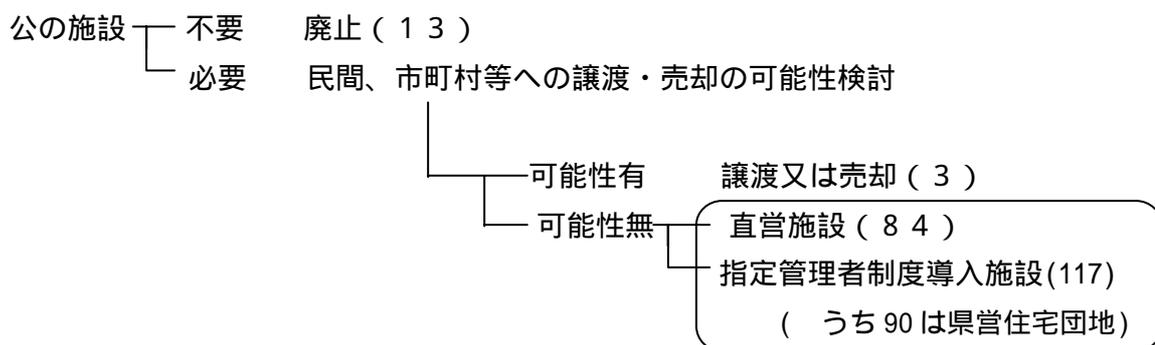


(参考1) 16年度以降の見直し状況



(参考2) 公の施設の指定管理者制度

1. 地方自治法の改正(H15公布施行)

【改正の趣旨】民間参入による住民サービスの向上、経費の節減等

2. 制度の概要

改正前:管理委託制度

地方公共団体の管理権限の下で、次の管理受託者が執行

- ・地方公共団体の出資法人のうち一定の要件を満たすもの。
- ・公共団体(土地改良区等)、公共的団体(農協、生協、自治会等)

改正後:指定管理者制度

地方公共団体の「指定」を受けた指定管理者が管理を代行

指定管理者の要件に特段の制限を設けず、民間事業者等も対象

指定管理者の指定手続、管理の基準、業務の範囲などは条例で制定

指定管理者に対して、施設の使用許可権限も委任可能

指定管理者は、選定の結果、議会の議決を経て指定

3. これまでの対応

全国に先駆けて、117施設に指定管理者制度を導入済み。(公の施設総数201)

H16:花振興センター

H17:しまね海洋館ほか22施設

H18:県営住宅(90団地)ほか1施設

H19:青少年の家ほか1施設